

福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業実施事業者登録要綱（新旧対照表）

改正後	現行
<p>福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業実施事業者登録要綱</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（事業変更の承認等）</p> <p>第3条 実施事業者は、実施計画書の項目のうち、<u>登録要綱様式第1号の1（2）又は登録要綱様式第1号別紙1の1（3）、1（4）、2若しくは3のいずれか</u>を変更しようとするとき（ただし、別紙1（4）については、検査種類の変更又は<u>PCR検査等</u>の単価（税込）の2割以上の変更に限る。）は、あらかじめ実施計画書（登録要綱様式第1号）により知事に申請し、その確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認及び実施事業者への通知については、前条第2項に準じるものとする。</p> <p>3 実施事業者は、実施計画書の内容のうち、<u>登録要綱様式第1号の1（1）</u>若しくは2又は<u>登録要綱様式第1号別紙1の1（1）</u>若しくは（2）の項目を変更したときは、速やかに実施計画書（登録要綱様式第1号）により知事に届け出なければならない。</p> <p>第4条以降（略）</p>	<p>福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業実施事業者登録要綱</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（事業変更の承認等）</p> <p>第3条 実施事業者は、実施計画書の項目のうち、<u>1（2）又は別紙1（3）若しくは（4）まで</u>を変更しようとするとき（ただし、別紙1（4）については、検査種類の変更又は単価（税込）の2割以上の変更に限る。）は、あらかじめ実施計画書（登録要綱様式第1号）により知事に申請し、その確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認及び実施事業者への通知については、前条第2項に準じるものとする。</p> <p>3 実施事業者は、実施計画書の内容のうち、<u>1（1）</u>若しくは2又は<u>別紙1（1）</u>若しくは（2）の項目を変更したときは、速やかに実施計画書（登録要綱様式第1号）により知事に届け出なければならない。</p> <p>第4条以降（略）</p>